

質問第六号

生活保護基準の級地区分にかかる自治体等との調整等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年十月四日

打越 さく良

参議院議長 山東昭子 殿



## 生活保護基準の級地区分にかかる自治体等との調整等に関する質問主意書

社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）は、令和三年九月二十一日、「生活保護基準における級地区分の検証に係る分析結果のまとめ」を公表し、「厚生労働省において級地のあり方を検討するにあたっては、本部会における審議内容を踏まえ、また、その基となった分析内容と矛盾のないように留意し、被保護世帯の生活実態を考慮しつつ、現場を把握し保護の実施責任を持つ福祉事務所を管理する自治体等と適切かつ丁寧に調整されたい」と求めている。

そこで、以下のとおり、質問する。

一 級地を何区分にするか、具体的な級地指定をどのようにするかは、生活保護基準の設定と分ちがたいので、本来、基準部会における専門的な検証が不可欠であると考えるが、いかがか。少なくとも、厚生労働省は、基準部会における報告書とりまとめ前に自治体等との調整結果を報告し、同部会における検証を経るべきと考えるが、その予定はあるか。

二 厚生労働省としては、いつ、どのような場で、自治体等との調整を行う予定であり、その調整結果は、いつ、どのように公表する予定であるか、明らかにされたい。

三 基準部会に提出された委託研究の結果では、二つの方法（現行の枝番を統合して三区分とする方法と、新たな指標で各自治体を三区分に位置づけなおす方法）が示されているが、自治体等との調整を行う場合、どのような案を選択肢として提示する予定であるのか、明らかにされたい。

右質問する。